

2020年10月13日 全2頁

デジタル課税の合意期限が来年半ばまでに延期

交渉期間中は、欧米間の課税の応酬は回避される見込み

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2020年10月12日、OECD（経済協力開発機構）を中心に議論されているデジタル課税等の合意期限が、「2020年内」から「2021年半ばまで」に延期された。
- デジタル課税を巡っては、独自にITサービスへの課税の導入を進める欧州各国とGAFAR狙い撃ちに反発する米国が対立しており、2020年内に合意できなければ、両者間で課税の応酬が生じることが懸念されていた。
- しかし、今回の合意では、欧州各国を含む関係国・地域は2021年半ばまでは交渉を継続することに合意しており、交渉が継続している間は欧米の間で課税の応酬が生じる可能性は低いだらう。

OECDのデジタル課税の合意期限が「2021年半ばまで」に延期

2020年10月12日に、OECD（経済協力開発機構）を中心にデジタル課税等¹について検討している「包摂的枠組み」が、合意期限を当初の「2020年内」²から「2021年半ばまで」に延期する旨の声明を発表した³。

包摂的枠組みは、OECD加盟国・G20参加国に加え途上国を含む137カ国・地域で構成される協議体である。包摂的枠組みはG20参加国を含んでいるため、今回の合意期限の延期は、今月行われるG20財務大臣・中央銀行総裁会議と来月行われるG20首脳会議でも承認されると予想される。

合意期限が延期された背景として、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響と、参加国の間で

¹ デジタル課税の背景と動向について、吉田智聡・金本悠希「OECDのデジタル課税案と今後の動向」（2020年10月8日付大和総研レポート（https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20201008_021819.html））参照。

² 2018年3月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で「2020年内」に合意することが明記された。

³ OECDウェブサイト（<https://www.oecd.org/tax/beps/cover-statement-by-the-oecd-g20-inclusive-framework-on-beps-on-the-reports-on-the-blueprints-of-pillar-one-and-pillar-two-october-2020.pdf>）参照。

政治的見解の相違や技術的問題があることに触れられている⁴。声明では政治的見解の相違について具体的に触れられていないが、米国が昨年12月にデジタル課税の枠組みを「セーフハーバー」とする案を提案したことを指しているのではないと思われる。

これは、企業がデジタル課税の対象となるか否かを選択できることを認める案である。この案が認められれば多くの企業は課税対象とならないことを選択すると予想されるため、実質的にデジタル課税を骨抜きにするものといえ、包摂的枠組み参加国・地域から批判がなされている。しかし、10月12日に公表されたデジタル課税に関する報告書では、セーフハーバー案について引き続き検討する旨が触れられており、包摂的枠組み参加国・地域の間でまだ調整中の模様である。

交渉期間中は欧米間の課税の応酬は回避される見込み

デジタル課税が年内に合意されなかった場合、欧米間で課税の応酬が生じ、世界経済に打撃を与えることが懸念されていた⁵。

フランス、イギリス、イタリア等の欧州各国は、OECDでの国際的合意に基づいて導入する予定のデジタル課税とは別に、各国独自の措置として、ITサービスを対象とするデジタルサービス税の導入を進めている。さらに、9月12日には、欧州委員会のドンブロウスキ副委員長が、デジタル課税に関するOECDでの議論が進捗しなければ、2021年前半に（EU独自の）デジタル課税案の策定を進めることを明らかにした。

このような欧州の動きに対して、GAF A狙い撃ちに反発する米国は、そのような独自の課税措置を導入した国に対しては報復関税を課す意向を明らかにしている。実際、フランスがデジタルサービス税を導入したことに対して、米国通商代表部は今年7月に、2021年1月6日からフランスからの輸入品の一部に追加関税を課すことを明らかにした。

そのため、デジタル課税が当初の合意期限である2020年内に合意されなかった場合、欧米間で課税の応酬が生じ、貿易紛争に発展する可能性が懸念されていた。

しかし、合意期限の延期を公表した10月12日の包摂的枠組みの声明では、2021年半ばまでは交渉を継続することに合意したことも明らかにされている。合意期限の延期を承認した包摂的枠組み参加国・地域には欧州各国も含まれているため、2021年半ばまでは欧州各国も交渉を継続すると予想されることから、その間は欧米間の課税の応酬が生じる可能性は低いだろう。

(以上)

⁴ 合意期限の延期の背景として、11月の米国大統領選挙の前に米国に大きな政治決断を求めることは困難と判断されたことも報じられている（2020年10月7日付毎日新聞「『デジタル課税』年内合意見送りへ 米欧対立激化 IT規制に大きな遅れか」）。

⁵ 脚注1のレポート参照。